

当院の施設基準

- 電子的診療情報連携体制整備加算2

マイナ保険証を始めとする医療D Xを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。例として、電子カルテを通じてオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報や服薬情報を活用して診療を実施しています。また、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しています。

- 一般名処方加算

厚生労働省の方針に従い、一般名処方を行っています。一般名処方とは医薬品の有効成分をそのまま医薬品名として処方せんに記載して処方することです。医薬品の供給が不安定な状況であっても、一般名処方を推進することにより、薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者さんに適切に医薬品を提供することが可能となります。一般名での処方についてご不明点やご心配事がある場合は、いつでも医師にご相談ください。

- 機能強化加算

他の医療機関も含め服薬中のお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。

健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています。

保健・福祉サービスに関する相談に応じています。

訪問診療を通じ夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。

必要に応じて専門医又は専門医療機関への紹介を行っています。

災害時に備え業務継続計画を策定し、対応措置を講じています。

- 当院におけるかかりつけ医機能について

発生頻度の高い疾患についての診療を行い、日常的な診療において患者様の生活背景を把握し、適切な診療・保健指導を行い、必要な場合には地域の医師・医療機関と協力して解決策を提供します。この他、当院の有する「かかりつけ医機能」に関する体制は以下の通りです。

- 1. かかりつけ医機能に関する研修の修了者および総合診療専門医について

研修の修了者の有無/人数 : 有 (1名)

総合診療専門医の有無/人数 : 無

- 2. 一次診療の対応について

- (1) 一次診療の対応ができる領域

腎・泌尿器系領域

- (2) 一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患

貧血 糖尿病 脂質異常症 睡眠障害 高血圧 かぜ・感冒 前立腺肥大症 (男性)更年期障害 がん

- 3. 医療に関する患者からの相談への対応について

可

- 特定機能病院等紹介患者受入加算について

厚生労働省の規定により特定機能病院等からの紹介状を持参し、初診で受け入れた際、初診料に 60点 が加算されます

- ベースアップ評価料について

当院では、職員の処遇改善を目的として、厚生労働省の制度に基づき「ベースアップ評価料」を算定いたします。

- 別添1の「第9」の1の(2)のアに規定する 在宅療養支援診療所
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅医療DX情報活用加算
- 在宅医療情報連携加算
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん治療連携指導料